

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅲ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと(施策目標Ⅲ－3－1) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3：労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること				担当 部局名	労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	補償課長 児屋野 文男 労災管理課長 松永 久 賃金福祉統計官 田中 伸彦			
施策の概要		・ 労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。 ・ 建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。										
施策を取り巻く現状		・ 近年、労災保険の新規受給者数は年間75万人を超える状況にある中、労災補償行政の使命は、被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。また、過労死等の職業性疾病をめぐり国民の関心は高く、過労死等に係る労災請求件数は令和5年度には4,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にあり、これらの労災請求事案に引き続き迅速かつ公正に対応していく必要がある。 ・ 給付金法に基づき、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等からの請求を受け、給付金の支給を受ける権利の審査・認定を行い給付金の支給を行っている。また、「労災支給決定等情報提供サービス」を設け、過去に石綿関連疾病の労災保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金の支給を受けたことがある者に対し、給付金の請求に必要な情報の提供や添付書類の一部を省略可能とする等、給付金の迅速かつ簡便な支給を図っている。令和5年度末時点における給付金等の支払件数は6,521件となっているが、石綿関連疾病は潜伏期間が長く、対象者は今後相当期間生じると考えられ、引き続き給付金等の迅速な支給を行う必要がある。										
施策実現のための課題		1	労災保険給付の新規受給者数については、近年75万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、令和5年度には労災請求件数は4,000件台に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。									
		2	給付金法に基づく給付金等の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行う必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮						被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。			
		目標2 (課題2)	給付金法に基づく給付金等の円滑な支給						最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。			
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1	労災保険給付の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	17日	平成28年度	17日	令和8年度	前年度 (18日)以下	17日	前年度 (19日)以下	前年度 (23日)以下	前年度 (23日)以下	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和6年度の目標値については、近年、複雑困難事案の請求件数が増えており決定までの所要日数の増加が懸念されるが、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短期間で1か月と定められているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
						18日	19日	23日	23日			
2	精神障害事案の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)	216日	平成28年度	215日	令和6年度	215日	215日	215日	215日	215日	精神障害事案等の複雑困難事案については、認定を行うための調査等に時間を要するところであり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、精神障害事案の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和6年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定められているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。
						255日	251日	261日	278日			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	労災保険給付の新規受給者数					653,355人	678,604人	777,426人	781,400人 (速報値)		現状を把握するための重要な指標である。	
4	審査請求取消件数					184件	231件	195件	179件		現状を把握するための重要な指標である。	
5	精神障害事案の請求件数					2,051件	2,346件	2,683件	3,575件		現状を把握するための重要な指標である。	
6	精神障害事案の決定件数					1,906件	1,953件	1,986件	2,583件		現状を把握するための重要な指標である。	

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号					
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	764,558 百万円	756,740 百万円	770,764 百万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。	002448					
		714,356 百万円	719,010 百万円									
(2)	労働災害動向調査費 (昭和27年度)	19百万円	19百万円	19百万円	－	・事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10～29人を含む)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 ・総合工事業調査 総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	006902					
		15百万円	12百万円									
(3)	労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度) ※(2)、(4)、(6)及び(7)を除く	28,636百万円	34,907百万円	37,427百万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労働基準行政システムの賃貸借等)を行う。	002450					
		26,676百万円	32,450百万円									
(4)	労働安全衛生調査費 (昭和41年度)	17百万円	18百万円	19百万円	－	事業所調査については、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の安全衛生に対する意識の実態を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。個人調査については、事業所において抽出要領に基づき抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	002452					
		13百万円	12百万円									
(5)	職務上年金給付等交付金に必要な経費 (平成21年度)	5,014百万円	4,671百万円	5,413百万円	－	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	002449					
		5,014百万円	4,671百万円									
(6)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託化経費 (平成28年度)	1,020百万円	2,028百万円	2,107百万円	1, 2	労働基準行政に係る電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い対象労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労災保険の請求手続に対する処理等に充てる時間を確保し、迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の向上に資するものと見込んでいる。	002447					
		1,020百万円	1,226百万円									
(7)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円	－	24百万円	1,2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	002401					
		20百万円	23百万円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
7	6か月以内の支給決定等件数／労災認定に基づく請求件数 (アウトカム)	－	－	100%	令和7年度	－	－	－	－	100%	特定石綿被害建設業務労働者等からの請求に対して、迅速に給付金の支給を行うことにより、特定石綿被害建設業務労働者等への迅速な賠償が図られることから、[6か月以内の支給決定等件数／労災認定に基づく請求件数]を測定指標として設定した。	既に労災認定を受けている場合は監督署の認定書類等の確認で概ね完結できるため、迅速な手続きが必要である。
						－	－	－	－			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
8	給付金等の支給件数						86件	3118件	3317件		給付金法に基づき給付金等を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段4		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(8)	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に必要な費用 (令和3年度)	302百万円	295百万円	248百万円	7	本事業は、給付金法に基づき、審査体制の整備や制度の周知等のための事務経費である。 ・ 給付金法に基づき、給付金等の支給を受ける権利の認定を行うため、厚生労働省に認定審査会を置き、その運営等を行う。 ・ 給付金法に基づき、請求を受付・認定審査するほか、法律の趣旨・内容及び給付金等の支給手続き等に係る周知等を行う。					003085	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		798,721,665			797,763,005			815,519,472				
施策の執行額(千円)		746,508,863			756,801,763							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		－					－		－			